

愛知県デジタル写真管理情報基準(案)

令和2年3月

愛 知 県

愛知県 デジタル写真管理情報基準(案)

— 目 次 —

1	適用	1
2	フォルダ構成	2
3	写真管理項目	3
4	ファイル形式	4
5	ファイル命名規則	4
6	写真編集等	4
7	有効画素数	5
8	撮影頻度	5
付属資料 1	写真管理ファイルの DTD	6
付属資料 2	写真管理ファイルの XML 記入例	6
付属資料 3	国の要領・基準との相違点	6

1 適用

- 1 「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(以下「本基準」という。)は、愛知県の土木、建築及び農林事業(工事・測量・調査・地質・広報・設計)において写真の原本を電子データで提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。
- 2 国土交通省又は農林水産省の定める次の基準及び要領(案)(以下「国の要領・基準」という)に従うことを基本とし、本基準においては、これらとの相違点及び留意事項を定めるものとする。

土木(建設局及び都市整備局) 建築(建築局)	国土交通省 デジタル写真管理情報基準(平成28年3月)
農林(農業水産局及び農林基盤局)	農林水産省 電子化写真データの作成要領(案)(平成31年3月)

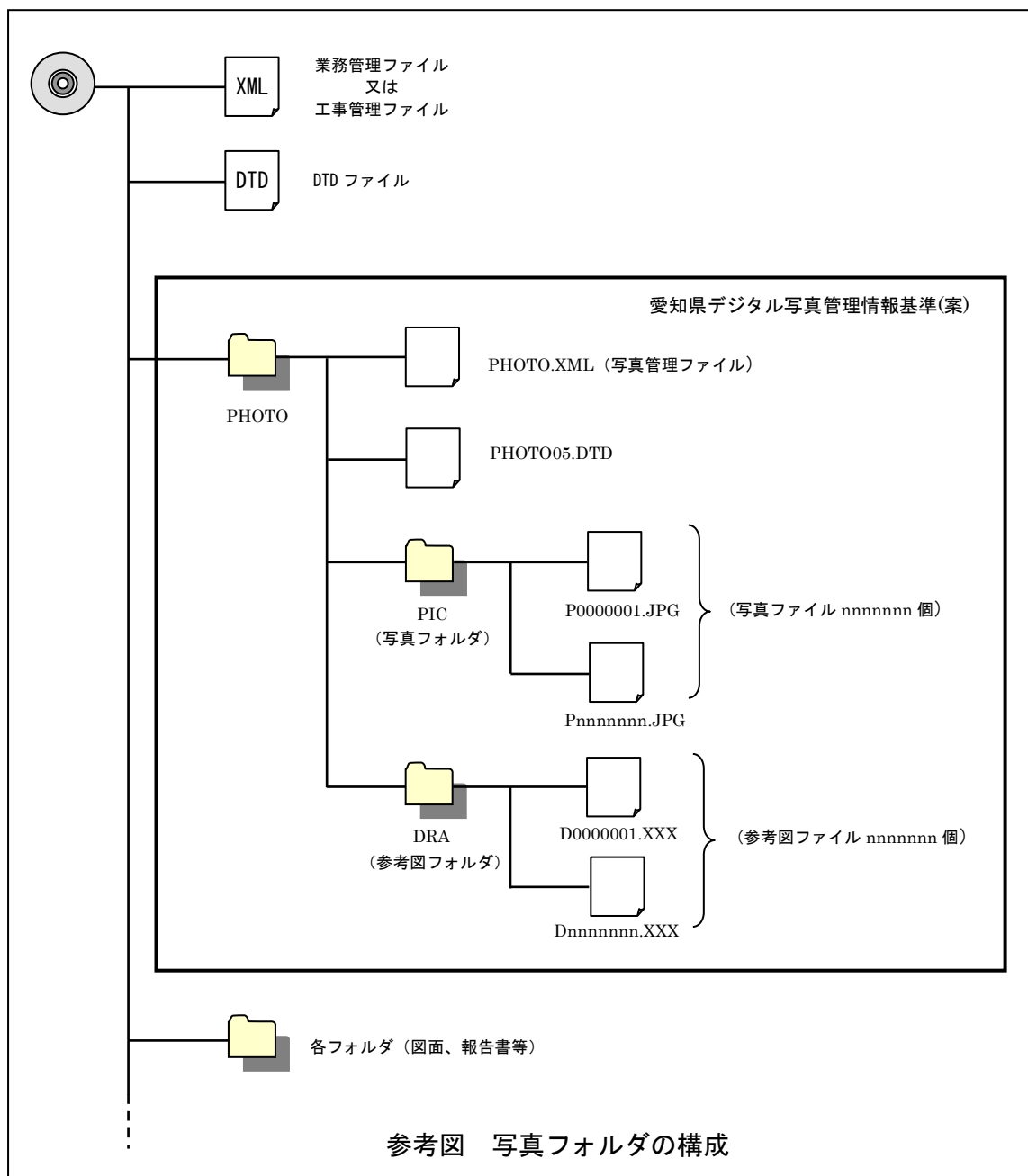
・ 建築事業に関する留意事項

国土交通省「建築設計業務等電子納品要領」及び「営繕工事電子納品要領」では、電子成果品とは別の電子媒体で写真を納品すると定められているが、愛知県では電子成果品に含めて納品することとしており、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」を準用する。

2 フォルダ構成

フォルダ構成は、国の要領・基準に従う。

参考として、電子成果品における写真フォルダの構成を下に示す。



3 写真管理項目

写真管理フォルダに格納する写真管理ファイル（PHOTO.XML）に記入する写真管理項目は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 写真管理項目

分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度
基礎情報	写真フォルダ名	※1				
	参考図フォルダ名	※1				
	適用要領基準	※1				
写真情報※2	写真ファイル情報	シリアル番号	※1			
		写真ファイル名	※1			
		写真ファイル日本語名	※1			
		メディア番号	※1			
	撮影工程区分	写真-大分類	※1			
		写真区分	※1			
		工種	【土木・農林】国の要領・基準に従う 【建築】工事の場合「営繕工事写真撮影要領」※3 撮影対象表における「工事種目又は分類」を記入する。工事でない場合は自由記入とする。	※1		
		種別	【土木・農林】国の要領・基準に従う 【建築】工事の場合「営繕工事写真撮影要領」※3 撮影対象表における「撮影項目」を記入する。工事でない場合は自由記入とする。	※1		
		細別	【土木・農林】国の要領・基準に従う 【建築】工事の場合「営繕工事写真撮影要領」※3 撮影対象表における「撮影対象」を記入する。工事でない場合は自由記入とする。	※1		
		写真タイトル	※1			
		工種区分予備	※1			
	付加情報※2	参考図ファイル名	※1			
		参考図ファイル日本語名	※1			
		参考図タイトル	※1			
		付加情報予備	※1			
	撮影情報	撮影箇所	※1			
		撮影年月日	※1			
	代表写真		※1			
	提出頻度写真		【土木】すべて「1」とする（「写真管理基準」には提出頻度の考え方がないため）。 【建築】すべて「0」とする（「営繕工事写真撮影要領」には、提出頻度の考え方がないため）。 【農林】国の要領に従う（すべて「0」）。	※1		
	施工管理値		※1			
	請負者説明文		※1			
	ソフトウェア用 TAG		※1			

※1：網掛部分は、国の要領・基準に従う。

※2：複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。

※3：国土交通省 営繕工事写真撮影要領

(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000030.html)

4 ファイル形式

ファイル形式は、国の要領・基準に従う。

5 ファイル命名規則

ファイル命名規則は、国の要領・基準に従う。

6 写真編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、仕様書等で認められた「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

7 有効画素数

有効画素数は、国の要領・基準に従うことを原則とする。

- ・デジタル写真の有効画素数は、国の要領・基準に従うことを基本とし、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で抑える（100 万画素程度）。
- ・ただし、目的物及び黒板の文字の確認に支障のある場合は、デジタルカメラの設定を最低圧縮率※（最高画質）とする。表 7-1 に例を示す。

※【圧縮率】：デジタルカメラで撮像した画像ファイルを、画像処理回路によりデータ圧縮する場合の圧縮率。JPEG 形式では、圧縮率を高くするほどファイルサイズが小さくなるが、画質は劣化する。

表 7-1 デジタルカメラの有効画素数と写真のファイル容量との関係（参考例）

記録画素数	有効画素数	モード※1	圧縮率※1	容量※2	結果
2400×1800	約 400 万	ファイン	1/5	1700KB	
		ノーマル	1/11	800KB	
1280×960	約 100 万	ファイン	1/4	600KB	◎
		ノーマル	1/8	300KB	
640×480	約 30 万	ファイン	1/4	160KB	

このデジタルカメラの場合は、◎の撮影モードを設定する。

※1 モード、圧縮率は機種により異なるため、取扱説明書等を確認すること。

※2 容量とは、写真 1 枚あたりのファイルサイズの目安である。

8 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は、下表の基準類に示される撮影頻度に基づくものとする。

土木	写真管理基準
建築	国土交通省 営繕工事写真撮影要領
農林	工事施工管理基準

付属資料1 写真管理ファイルの DTD

国の要領・基準と同一である。

付属資料2 写真管理ファイルの XML 記入例

国の要領・基準を参考とすること。

付属資料3 国の要領・基準との相違点

本基準における、国の要領・基準との相違点を下表に示す。

項目		本基準における相違点	
		国土交通省 デジタル写真管理情報基準	農林水産省 電子化写真データの作成要領(案)
1 適用		建築を対象に追加	(相違なし)
3 写真 管理 項目	工種	建築における記入方法を追記	(相違なし)
	種別		
	細別		
	提出頻度写真	建築は「0」に固定	(相違なし)
6 写真編集等		「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」に関する追記 (写真編集に当たらないことを明示)	
7 有効画素数		国の要領・基準に従うと、黑板文字が確認できないデジタルカメラは、 最低圧縮率（最高画質）に設定することを指示	
その他		「9 その他留意事項」を省略 (他のガイドライン・要領と重複するため)	

※建築事業における管理項目の記入方法と、デジタルカメラの設定を追加しているだけで、電子成果としてのデータ構成には相違がないため、国の要領・基準に準拠した電子納品支援ソフトウェア、電子納品チェックシステム等を利用して差し支えない。